

(別 紙)

山 総 第 B 1 3 0 4 - 1 1 号

平 成 2 9 年 (2017 年) 1 月 1 6 日

各 課 (局・室) 長 様

総 務 部 総 務 課 長

行政不服審査法に基づく教示について

行政不服審査法においては、国民が容易に不服申立てをすることができるようにするため、教示制度を設け、行政庁は審査請求等の不服申立てをすることができる処分を書面でする場合には、処分の相手方に対し、①当該処分につき不服申立てができる旨、②不服申立てをすべき行政庁及び③不服申立てをすることができる期間を教示しなければならないとしているところです。

さて、この度監査委員から行政不服審査法の規定に基づく教示がされていない事例が多く所属において存在するとの指摘がありました。

つきましては、各課(局・室)において、不服申立てをすることができる処分(不承認処分等の申請に対する処分、許可の取消し等の不利益処分)を書面で行う場合には、必ず教示を行うよう事務に遺漏のないようお願いします。また、あわせて当該書面を要綱等で規定している場合は要綱等の確認をし、必要に応じて改正を行うようお願いします。

法	制	係
担	当	野 村
電	話	0836(82)1121
内	線	1 1 2